

# 高雄市写真展実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

公表日 令和7年7月15日  
(2025年)

## 1 契約概要

### (1) 名称

高雄市写真展実施業務委託

### (2) 契約の目的

令和6年に、和歌山市と高雄市が交流促進に関する覚書を締結した記念に両市で市民による写真展を相互に開催する。

市民参加型イベントを開催することで、両市民間の相互理解を深め、両市の魅力をさらに認識してもらえるような事業を目指す。

「まちの風景」をテーマにして、高雄市では和歌山市民による写真作品を、和歌山市では高雄市民による写真作品50枚程度を展示する。

写真展期間中に台湾の文化に触れるイベントをおこなうことで、高雄市の魅力を市民へ発信し交流促進を目指す。

### (3) 契約内容

高雄市写真展実施業務委託仕様書のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 2 見積限度額（予定価格）

1, 197, 630円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 参考見積書の上限金額は、見積限度額（予定価格）とする。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

### (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

### (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 準市内に本店又は営業所がある者であること。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書

イ 参加資格の(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。  
なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 同種の業務を履行した実績を有することを証する書類

過去に同種の契約を履行した実績があれば、履行実績調書に記載し、当該契約に係る契約書の写し、仕様書の写し等を提出すること。

なお、競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、以下エからカまでについても、あわせて提出すること。（競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、以下エからカまでの書類を省略することができる。）

エ 会社概要等

(ア) 会社概要のわかるもの（パンフレット等既存のもので構いません。）

(イ) 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後

3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

オ 役員等調書及び照会承諾書

カ 委任状及び使用印鑑届出書、使用印鑑届出書には印鑑登録証明書（写し可、3か月以内）を添付すること。

(2) 提出期限

令和7年7月28日（月）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 産業交流局 観光国際部 国際交流課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 1 0

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 5 2

メールアドレス : kokusai@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※ 持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く8時30分から17時15分まで

※ 郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

## 5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和7年7月31日（木）（予定）

## 6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年8月12日（火）17時15分まで（必着）

(2) 質問方法

電子メール又はファクシミリにより、書面（任意様式）で国際交流課まで送付すること。書面以外で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 質問先

4（3）に同じ。

(4) 回答方法

質問者に対して書面で回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。なお、質問に対する回答は、本要領を補足するものとする。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（A4版、縦型横書き、左綴じ、表紙を含め片面20ページ以内）

仕様書の4の（1）から（4）までの事業内容、事業実施スケジュール、実施体制、広報手段（ポスター・チラシの配布先を含む）等を具体的に記載すること。

※ 必要に応じてA3版横の使用も可とする。この場合はA4版縦サイズになるよう三つ折にすること。なお、A3の1ページはA4の2ページ分に換算する。

② 参考見積書（任意様式 消費税及び地方消費税を含む。）

※ 備考欄等で積算の明細・根拠が分るようにすること。

③ 同種業務の受託実績一覧書（任意様式）

※ 高雄市写真展実施業務委託に類似した業務実績がある場合、履行実績調書に記載のものを含め、過去に行った同種業務の受託事業名称、発注機関名、契約金額、契約期間、概要が分かるよう一覧書を提出すること。

(2) 提出部数

10部（原本1部、副本9部）

(3) 提出期限

令和7年8月21日（木）17時15分まで（必着）

(4) 提出場所

4（3）に同じ。

(5) 提出方法

4（4）に同じ。

(6) 提出制限

企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

## 9 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記10評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容

企画提案説明1件につき15分、質疑応答に15分程度とする。

イ 開催日時

令和7年8月26日（火）14時30分から（予定）

ウ 開催場所

和歌山市役所本庁舎10階 国際友好交流サロン（予定）

ただし、正式な日時・場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

※ プレゼンテーションは、1者に2名までの参加とする。

※ プロポーザル参加者が1者のみであっても審査会を実施する。

※ プロポーザル参加者は、他の参加者の審査会への傍聴はできない。

※ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、プロジェクター等の機器は使用しないものとする。ただし、タブレット端末等の使用を妨げるものではない。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（令和7年8月28日送付予定）により通知する。

10 評価基準及び配点

プロポーザルは、次の評価基準に基づき評価する。

最低基準は84/140点（6割）とする。

(1) 企画提案（組織・提案）の内容 50/140点

評価項目			配点
組織評価	・実施体制	○事業体制、スケジュールは実現可能かつ無理がなく、遅延リスクへの対応があるか	10点
	・業務実施方法	○業務の実施手順、安全管理、危機管理が適正で工程が無理なく構成されているか	5点
	・業務執行技術力	○当該業務を遂行するために必要な知識・経験（同種・類似業務の実績等）を有し、提案が一般的な手法にとどまらず効果的な技術的工夫があるか	10点
提案内容評価	・本業務の理解度等	○業務の趣旨・目的に沿った提案となっており、コンセプトが独自性を持ち、来場者に訴えかける内容であるか	10点
		○広報手段（SNS、ウェブサイト、プレスリリース、メディア出演など具体的なPR方法が示されているか、またターゲット総に効果的なアプローチがされており、広範囲での認知拡大が期待できるか	5点
		○集客が見込める仕掛けを用意できているか（集客イベントが具体的に計画されているか、また来場者に対して魅力的なインセンティブが提供されるか等）	10点

(2) 企画提案（社会地域貢献・価格）の内容 70/140点

評価項目			配点
社会地域貢献評価	・本店等の有無	○和歌山市内に本店等を有するか	5点
価格評価	・提案価格評価	○各業務に係る費用の妥当性 評価点 = 配点 × (最低見積額 / 提案者の参考見積額)	65点

(3) プレゼンテーションの内容 20/140点

評価項目		配点
取組姿勢	○本事業に対する取組意欲を感じるか	5点
説得力	○論理的であるか	5点
協調性	○冷静に議論できるか	5点
的確性	○質問を迅速に理解し、的確な回答ができるか	5点

※ 評価結果が同一となった場合、見積金額の低い事業者を受託候補者として決定する。

## 11 日程

公表	令和7年7月15日(火)(予定)
参加資格確認申請書受付	令和7年7月28日(月)17時15分まで(予定)
参加資格確認通知書送付	令和7年7月31日(木)(予定)
質問受付	令和7年8月12日(火)17時15分まで(予定)
企画提案書提出	令和7年8月21日(木)17時15分まで(予定)
企画提案評価	令和7年8月26日(火)14時30分から(予定)
評価結果通知	令和7年8月28日(木)(予定)
契約締結	令和7年9月上旬(予定)

## 12 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコличествоが、見積限度額(予定価格)を超過したもの

## 13 契約に関する事項

- (1) 前払い制度  
適用しない。
- (2) 部分払い制度  
適用しない。
- (3) 契約保証金  
契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。  
ただし、和歌山市契約規則(平成15年規則第83号)第34条に該当するときは、免除する。

- (4) 契約書作成の要否  
必要である。
- (5) プロポーザルは、受託候補者を特定するために実施するものであり、必ずしも提案内容に沿って契約するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。
- (6) 受託候補者は和歌山市と緊密な連絡を取り、円滑に業務の進捗を図るものとする。

## 14 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書案等の提出書類については、市民等への説明（公表）等において必要があるときは、市は同意なく無償で使用、抜粋又は複製することができるものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として特定する。
- (6) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (7) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。  
ただし、あらかじめ市と協議し第三者への委託が効率的、効果的であると認められた場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (8) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、市と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。
- (9) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (10) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。
- (11) 応募作品の著作権は原則として応募者に帰属する。ただし応募作品は、一時利用及び二次利用共に無償で本市が使用できるようにすること。その他の契約履行過程で生じた著作権は、原則本市に帰属する。
- (12) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。
- (13) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (14) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (15) 個人情報保護については、十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。
- (16) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (17) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、選定事業者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市はその一部又は

全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

(18) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。

(19) 本事業目的を円滑かつ十分に遂行できる人員体制を整えること。